損　益　計　算　書　の　要　旨

（自　平成25年４月１日
至　平成26年３月31日）

（単位：百万円）

損失		金額	利益		金額
経常費用		167,515	経常収益		171,487
事業費用	166,359		事業収益	168,725	
引当金等繰入	276		補助金等収入	928	
事業外費用	879		受入金	1,591	
特別損失		10,630	引当金等戻入	213	
			事業外収益	27	
			特別利益		5,134
			当期損失金		1,523
合計		178,145	合計		178,145

㈱　当期損失金1,523百万円は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第84条第２項の規定により、積立金を取崩して補てんし、整理する。

重要な会計方針等

１．たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　先入先出法による原価法によっている。

２．固定資産の減価償却方法

有形固定資産は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「規則」という。）第68条の規定により、無形固定資産は、規則第69条の規定により定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産　157,027百万円

３．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

未収金の貸倒れによる損失に備えるため、規則第76条の規定により、事業に係る未収金の年度末残高に対する１/100を計上している。

⑵　退職給与引当金

国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）に使用される者の退職手当の支払いに充てるため、連合会に使用される者が期末において退職した場合に支給される基本額の全額を計上している。

⑶　災害補てん引当金

有形固定資産について、災害その他の事故による将来の損害に対する準備のため、規則第74条の規定により、所要の金額を計上している。

⑷　特別修繕引当金

事業に使用している施設について、翌事業年度以降に大規模の修繕をすることを予定しているため、規則第77条の規定により、所要の金額を計上している。

４．その他財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

⑵　繰延資産の処理方法

開発費

５年間で均等償却している。

６　宿泊経理

貸　借　対　照　表　の　要　旨

（平成26年３月31日現在）

（単位：百万円）

借方		金額	貸方		金額
流動資産		5,080	流動負債		2,014
現金・預金	4,094		未払金	1,533	
その他	985		その他	481	
固定資産		35,052	固定負債		22,714
有形固定資産	35,031		長期借入金	20,128	
無形固定資産	0		引当金	2,585	
投資その他の資産	20		基本金		0
繰延資産		11	基本金	0	
			剰余金		15,415
			資本剰余金	4,636	
			利益剰余金	10,778	
資産合計		40,144	負債・純資産合計		40,144

㈱　有形固定資産の減価償却累計額は、61,661百万円である。

損　益　計　算　書　の　要　旨

（自　平成25年４月１日
至　平成26年３月31日）

（単位：百万円）

損失		金額	利益		金額
経常費用		19,805	経常収益		21,047
事業費用	19,598		事業収益	17,916	
引当金等繰入	135		受入金	3,125	
事業外費用	70		引当金等戻入	4	
特別損失		102	事業外収益	1	
当期利益金		6,423	特別利益		5,283
合計		26,331	合計		26,331

㈱　当期利益金6,423百万円は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第84条第１項の規定により、積立金として整理する。

重要な会計方針等

１．たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品　先入先出法による原価法によっている。

２．固定資産の減価償却方法

有形固定資産は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号。以下「規則」という。）第68条の規定により、無形固定資産は、規則第69条の規定により定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産　61,661百万円